

# 亀岡市総合福祉センター託児室「なかよしルーム」の利用拡充について

## 1. 趣旨

亀岡市総合福祉センターをご利用の皆さんが、安心して講座、サークル活動や会議などに参加していただけますよう、平成26年4月から、託児室を、これまでの働く女性の家利用者だけでなく、すべての総合福祉センター利用者が利用できるにします。

## 2. 利用できる人

- ・総合福祉センターの講座事業の受講者
- ・総合福祉センター登録グループの参加者
- ・その他の総合福祉センター利用者(一般利用者)

## 3. 対象年齢

生後6ヶ月から就学前の乳幼児

## 4. 定員

おおむね6名

## 5. 開所日時・利用時間

- ・月曜日～日曜日（火曜日、祝日及び年末年始は休みます）
- ・9時～21時（日曜日は16時まで）
- ・託児時間は1時間単位です（次の時間区分内をお願いします）

午前	9時～12時
午後	13時～16時
夜間	18時～21時

## 6. 申込

- ・利用希望日の7日前までに申込書と個人別票(託児名簿)を総合福祉センター窓口に提出してください。

## 7. 利用料金

- ・託児つき講座参加者 無料
- ・登録グループ参加者（1家族）630円／1時間 以後315円／30分毎
- ・その他の利用者 900円／1時間 以後450円／30分毎  
（1家族2人目からは450円／1時間 以後225円／30分毎）

## 8. その他

- ・登録グループのご利用の場合は、できるだけグループでまとめて申込してください。
- ・利用取消しは利用予定時間の2時間前までをお願いします。（それ以降は利用予定時間分の利用料金を払っていただきます。）
- ・アレルギーなどお子様について保育者が承知しておくべき事柄については、必ず個人別票に記入願います。又、託児当日にも体調などについてお聞きします。
- ・託児は、託児人数が2人以内の場合は1名の保育者で、3人以上の場合は、お子様の年齢、人数等により複数名の保育者で担当します。
- ・当日は、講座などの開始時刻の15分前に託児室にお越しください。

平成30年4月1日改正

平成30年5月1日から運用